

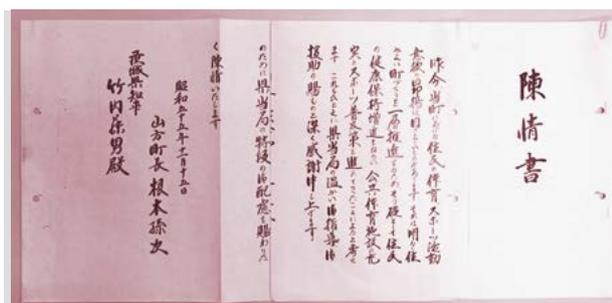
小貫橋下に運動場があった頃

久慈川や那珂川は、現在治水対策工事が進められ、堤防や遊水地が新たに設定されることになり、その姿を大きく変えつつあります。きっかけのひとつが令和元年の台風19号による大規模な被害でした。30年前の公文書から、久慈川の河川敷利用の一例をたどってみましょう。

◇小貫橋下の河川敷利用計画

山方地区と小貫地区を結ぶ小貫橋は久慈川にかかる橋梁として昭和48年に永久橋が架けられました(木橋の架橋は昭和22年)。

昭和55年、山方町は久慈川河川敷の神奉地地区及び小貫橋下に運動公園を建設するための補助金を茨城県に要望しています(11月15日付「陳情書」)。これは、河川敷等の遊休地の有効利用を図るため、県が昭和51年度から進めていた県民運動公園整備補助事業の第2次5か年計画(昭和56～60年度)への採択を企図したものでした。この結果、小貫橋下運動公園については、昭和56年度に補助金が交付されることが決定し、同年の町の当初予算に計上されることになりました(12月4日付「県民運動公園の整備補助について」、「町報やまがた」昭和56年4月10日)。翌年2月の申請書では、運動公園の内容がソフトボールグラウンドとクロッケーコート合わせて4万㎡余であることが判明します。河川は公共物であるため、運動場や公園のように特定の者の利用に供する場合は「占用許可」が必要となります。この運動場に関しては、初年度の申請では昭和57年度から2年間の占用を認められています(昭和56年3月12日付「大宮土木指令第139号」)。



▲写真1 山方町長の陳情書



▲写真2 現在の小貫橋と河川敷(右岸)

しかしこの運動場は翌年、「返地」されています(昭和58年2月21日付「返地届」)。理由として、久慈川の増水のたびにグラウンドの表層土が流出してしまうことを挙げており、久慈川河川敷の公園利用には増水対策という課題があったことがわかります。その後、同年12月にたこあげ大会のために一時的に利用され、翌59年3月に再び運動場の名目で利用(占用)を申請しています。ただし、面積は57年度の申請の半分の2万㎡余としています(内容は同じくソフトボールグラウンドとクロッケーコート)。2度目の申請では、2年間の利用を経て更新も行い、文書上では昭和64年(平成元年)3月31日までの占用が許可されていたことがわかります(以後は更新されていません)。

◇久慈川の氾濫と河川敷

小貫橋下運動場の返還の理由に挙げられている久慈川の増水は、昭和57年9月11日の台風18号が考えられます。このときの浸水戸数は久慈川流域全体で47戸ほどでしたが、増水により河川敷の運動場は冠水したと思われます。また、再申請後の昭和61年には、那珂川でも大規模な水害をもたらした8月の台風10号被害により再び大きな被害があったと想像されます。この台風では東北及び関東地方を中心に1都15県が被害を受け、8月4日～6日までの豪雨は激甚災害に指定されました(「1986年8月5日台風10号の豪雨による関東・東北地方の水害調査報告」国立防災科学技術センター、1987年)。

度重なる増水により、昭和56年度に山方町が整備を企図した小貫橋下の運動場は8年余りで幕を閉じました(同年度に整備された家和楽・皆沢のテニスコートは長く利用されました)。自然災害による社会への影響は、30年前の役場文書にも見ることができのです。



▲写真3 堤防整備が進む神奉地地区(右岸)

【参考文献】
「小貫橋下河川敷占用許可申請書及び各種占用許可所等綴昭和五十五年～」(当館蔵)、『山方町誌』下巻 1982 (高村恵美)

■問い合わせ■ 文書館 ☎52-0571